

佐賀県「フリーWi-Fi 活用セミナー」のご案内

佐賀県では、店舗や商業施設、ホテル・宿泊施設等にフリーWi-Fi 及びフリー充電スポットを整備する際に初期費用の半額を補助する「わいわい Wi-Fi プロジェクト」を進めています。事業所様の集客や販売促進につながる「Wi-Fi 環境の活用」をテーマに全国の活用事例の紹介・SNS 紹介などご講演いただきます。是非この機会にご相談下さい。

【日 時】平成 27 年 2 月 4 日（水） 14:00 ~ 17:00

【場 所】鳥栖商工会議所（鳥栖市役所南側）

【講 師】東京商工会議所 Web 戦略パートナー/ICT 推進専門員
（株）ナーツ 野中 栄一氏（佐賀市出身）

消費税転嫁対策セミナー 目からウロコの事業承継セミナー

中小企業にとって事業承継は課題です。本セミナーでは、「円滑な事業承継のポイント」を経営者、後継者双方の立場から確認し、求められる心構えや役割を理解していただきます。是非、この機会にご聴講下さい。

【日 時】平成 27 年 2 月 5 日（木） 14:00 ~ 16:00

【講 師】原 弘安 州都総合法務事務所 代表社員

【開催場所】鳥栖商工会議所 3階大会議室

所得税の申告における控除情報（シリーズ②配偶者控除と配偶者特別控除）

パート収入の税はどうなるの？

パート収入が 103 万円以下でほかに所得がなければ、その方に所得税及び復興特別所得税はかからず、また、その方の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

〈配偶者にパート収入がある場合〉

夫婦の一方が正社員で、もう一方がパートで働いている場合、夫婦が生計を一にしているなどの要件に当てはまれば、配偶者控除又は配偶者特別控除のどちらかを受けることができます。

- パート収入が 103 万円以下 → 配偶者控除 38 万円
- パート収入が 103 万円以上 141 万円未満 → 配偶者特別控除（最高 38 万円）

◆主な注意点

・配偶者特別控除は、合計所得が 1,000 万円（給与の収入金額が 1,231 万円）を超える年は受けることが出来ません。

◇ 2 月の無料相談日のご案内

金融 相談	2月 6日(金) 国民生活事業	2月12日(金) 保証協会
税務 相談	2月 4日(水) 顧問税理士（大竹税理士）	
法律 相談	2月 6日(金) 山下弁護士	2月13日(金) 行政書士会

※ どなたでもご相談いただけます。ご希望の方は事前に当所へご連絡ください。